

海外在留邦人等向けワクチン接種事業（小児接種の追加接種（3回目接種）開始）

2022 年 9 月 28 日

在留邦人等を対象とした5～11歳の小児接種の3回目接種を10月6日（木）から新たに開始することとなりました。

1 （1）9月6日から日本国内で5～11歳に対する新型コロナワクチンの3回目接種が開始されたことに伴い、海外在留邦人等向けワクチン接種事業においても、在留邦人等を対象とした5～11歳の小児接種の3回目接種を10月6日（木）から新たに開始することとなりました（小児用ファイザーのワクチンを使用）。小児に対する1・2回目接種も引き続き実施します。

（2）接種対象は、5～11歳の海外在留邦人等であって、小児用ファイザーのワクチンによる2回目の接種から5か月以上が経過した方となります（1、2回目接種後、3回目の接種前に12歳の誕生日を迎えた場合は、3回目の接種時の年齢に基づき、12歳以上用のワクチンを接種。）。詳細は以下の外務省海外安全ホームページに掲載しています。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

2 本事業での接種を希望される方は、日本入国時の水際対策として実施している待機措置の状況にも留意しつつ、接種間隔を考慮して渡航計画を立てた上で予約してください。

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp